

経済的支援を通じて
私費留学生の生活の安定を
図るとともに、交流を深め



国と国との懸け橋となる
人材の育成に寄与し、
広島国際化を進めて
いくことが私達の願いです。

留学生奨学金への 寄附を募集しています。

公益財団法人ひろしま国際センターでは、企業、団体及び県民の皆様からの御寄附などを原資として外国人私費留学生へ奨学金を支給しています。

企業等協力留学生奨学金

広島県内の企業・団体様からの御寄附を原資とした奨学金制度。県内の留学生に年額36万円(月3万)の奨学金として支給。奨学金を受給した留学生と奨学金事業にご協力いただいた企業・団体の皆様は奨学金決定通知書授与式と年2回開催する交流会に出席していただきます。

県民支援留学生奨学金

広島県民の皆様からの御寄附を原資とした奨学金制度。県内の留学生に年額36万円(月3万)の奨学金として支給。

ひろしま国際センター留学生奨学金

公益財団法人ひろしま国際センターの一般財源を原資とした奨学金制度。県内の留学生に年額36万円(月3万)の奨学金として支給。

広島県留学生活躍支援センター(渡日等)奨学金

広島県留学生活躍支援センターの会費を原資とした奨学金制度。渡日又は他県から初めて広島県に転入(春入学・秋入学)した県内の留学生が対象。一括18万円の奨学金として支給。

令和7年5月1日時点

私費留学生
(広島県内の大学・短期大学等)

約2,050名

私費留学生の割合
(全留学生のうち)

約82%

奨学金支給総人数※
(4種類の奨学金合計)

2,570名

※設立当初の昭和63年～

【お問い合わせ・お申し込み先】
(公財) ひろしま国際センター 交流推進課
TEL : 082-541-3777 FAX : 082-243-2001
E-mail : office@int-students-hiroshima.jp

ひろしまと世界を結ぶ留学生

ひろしまの国際化は地域の留学生支援から！
 広げよう支援の輪を！

実 績				S63～ H30累 計	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計	
ひろしま国際センター 留学生諸学金	企業等協力	支給（人）	通期	1,390	46	38	36	37	38	38	39	1,662	
			半期	63	1	—	—	—	—	—	64		
		企業等 数		1,240	39	35	35	34	35	34	34	1,486	
			口 数	1,415.5	47	37.5	36	37	38	37.5	38.5	1687	
	県民支援	支給（人）	通期	76	2	2	2	2	2	2	2	90	
			半期	87	—	—	—	—	—	—	—	87	
	センター	支給（人）	通期	242	3	4	4	4	3	3	2	265	
			半期	194	—	—	—	—	—	—	—	194	
	渡日等留学生支援に 係る奨学金	センター 活躍支援	支給（人）	前期	30	6	3	5	9	5	5	5	68
				後期	20	4	4	2	3	5	5	5	48
		センター	支給（人）	前期	30	6	4	5	8	4	0	0	57
				後期	19	4	4	1	3	4	0	0	35
支給人数(人)				2,151	72	59	55	66	61	53	53	2,570	

詳しくはこちら



企業等協力留学生奨学金 平成2年(1989年)度開始

協力企業・団体一覧（敬称略 50音順） 〈令和7年5月現在〉

(株)あじかん	(株)アスティ	(株)いとや	(株)ウッドワン	オタフクホールディングス(株)
(株)シンギ	(株)第一学習社	(一財)多山報恩会	(株)中国新聞社	中国電力(株)
(株)中国放送	(株)中電工	(株)テレビ新広島	西川ゴム工業(株)	広島ガス(株)
(株)広島銀行	(一社)広島県医師会	(一財)広島国際文化財団	広島信用金庫	広島テレビ放送(株)
広島電鉄(株)	(株)広島東洋カープ	(株)広島ホームテレビ	(株)福屋	(株)プロバホールディングス
マツダ(株)	(株)マツダE&T	マツダエース(株)	マツダロジスティクス(株)	
三島食品(株)	(株)メンテックワールド	(株)もみじ銀行	(株)モルテン	(医)ヤマナ会

寄附金

1口 370,000円 ※何口でもご協力頂けます。

お振込先

口座名義 ザイ) ヒロシマコクサイセンター
 広島銀行 県庁支店 普通 0708844

税法上の特例措置

公益財団法人への寄附については、
 税制上の特例措置を受けることができます。

県民支援留学生奨学金 平成6年(1994年)度開始

寄附金

1口 5,000円 ※何口でもご協力頂けます。

お振込先

口座名義 ザイ) ヒロシマコクサイセンター
 広島信用金庫 本店営業部 普通 0473112

税法上の特例措置

公益財団法人への寄附については、
 税制上の特例措置を受けることができます。